発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年９月27日
【発行者の名称】	株式会社光響 （Kokyo, Inc.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役ＣＥＯ　　住村　和彦
【本店の所在の場所】	京都府京都市伏見区竹田西段川原町１３１番
【電話番号】	OFFICE (070)6505-5557（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ　　松永　啓吾
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社光響 https://www.symphotony.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第16期 中間会計期間	第17期 中間会計期間	第15期	第16期
決算年月		自2023年１月１日 至2023年６月30日	自2024年１月１日 至2024年６月30日	自2022年１月１日 至2022年12月31日	自2023年１月１日 至2023年12月31日
売上高	（千円）	702,787	706,863	1,185,224	1,450,295
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	81,051	△6,484	69,336	122,285
中間（当期）純利益又は中間純損失（△）	（千円）	53,991	△4,484	45,172	73,930
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―	―
資本金	（千円）	15,000	15,000	15,000	15,000
純資産額	（千円）	300,416	316,073	246,295	320,074
総資産額	（千円）	509,975	576,919	457,526	547,929
１株当たり純資産額	（円）	1,001.39	1,053.58	820.99	1,066.92
１株当たり中間（当期）純利益又は１株当たり中間純損失（△）	（円）	179.97	△14.95	150.57	246.43
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	―	―	―
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
自己資本比率	（%）	58.91	54.79	53.83	58.42
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	116,863	47,607	39,671	57,644
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△9,937	△25,313	△31,194	△97,251
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△22,176	10,338	△32,016	16,984
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	190,097	119,485	107,070	84,910
従業員数 （ほか、平均臨時雇用者数）	（人）	10 (23)	21 (24)	9 (20)	11 (22)

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．当社は第16期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第15期中間会計期間については記載しておりません。

３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

４．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、第15期は潜在株式は存在したものの当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。第16期及び第16期中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第17期中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中

間純利益については、１株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
５．１株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。
６．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております)は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
７．第15期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、ひかり監査法人の監査を受けております。また、第16期の財務諸表及び第16期中間会計期間の中間財務諸表、第17期中間会計期間の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、ひかり監査法人の監査及び中間監査を受けております。
８．当社は、2023年２月15日開催の取締役会決議により、2023年３月23日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行いましたが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

３【関係会社の状況】

該当事項はありません。

４【従業員の状況】

（１）発行者の状況

2024年６月30日現在

従業員数(人)
21（24）

当社は、レーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、事業部門の従業員数を示すと次のとおりであります。

2024年６月30日現在

事業部門の名称	従業員数（人）
商社事業	6（10）
メーカー事業	9（4）
その他	6（10）
合計	21（24）

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．その他にはマーケティング部と管理部が含まれております。

（２）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

（１）業績

当中間会計期間における我が国経済は、米国をはじめとする先進諸国の金融緩和の縮小、円安傾向の継続、ロシアのウクライナへの軍事進攻の長期化、原料高による価格高騰もあり、依然として先行き不透明な状況にあります。

このような状況下、当社は、人材採用や人材育成に注力し、効果的なWebマーケティングおよび展示会への出展等により販売活動の強化を行いました。販売費及び一般管理費については、先行投資としての採用研修費及び人件費が増加したものの、人材採用により持続的成長のための基盤強化を進めることができました。

これらの結果、当中間会計期間における売上高は706,863千円（前年同期比0.6%増）、営業損失は8,121千円（前年同期は営業利益61,125千円）、経常損失は6,484千円（前年同期は経常利益81,051千円）、中間純損失は4,484千円（前年同期は中間純利益53,991千円）となりました。

なお、当社はレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して34,574千円増加し119,485千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは47,607千円の収入（前年同期は116,863千円の収入）となりました。これは主に、税引前中間純損失6,695千円、売上債権の減少額19,817千円、仕入債務の増加額38,297千円、減価償却費20,509千円、法人税等の支払額27,169千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは25,313千円の支出（前年同期は9,937千円の支出）となりました。これは主に、本社移転による内装工事等に係る有形固定資産の取得による支出33,378千円、保証金の返還による収入9,109千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは10,338千円の収入（前年同期は22,176千円の支出）となりました。これは、短期借入金の純増加額20,000千円、長期借入金の返済による支出9,662千円があったことによるものであります。

２【生産、受注及び販売の状況】

当社はレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

（１）生産実績

当中間会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	金額（千円）	前年同期比（%）
メーカー事業	105,301	95.6
合計	105,301	95.6

（注）金額は、製造原価によっております。

（2）受注実績

当中間会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高		受注残高	
	金額（千円）	前年同期比（%）	金額（千円）	前年同期比（%）
商社事業	432,157	71.9	104,446	66.4
メーカー事業	284,666	171.6	101,188	280.8
その他（注）	2,741	163.0	―	―
合計	719,565	93.6	205,634	106.3

（注）レーザーに関するセミナーの受注高等を計上しております。

（3）販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	金額（千円）	前年同期比（%）
商社事業	459,038	102.3
メーカー事業	245,084	97.2
その他（注）1.	2,740	163.0
合計	706,863	100.6

（注）1．レーザーに関するセミナーの売上高等を計上しております。

2．当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がいないため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2021年12月27日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及び、ｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)の場合の区分に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ） 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)に定める場合に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の(ａ)及び(ｂ)に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの(ａ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ｂ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(ａ)又は(ｂ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日。

(ａ)TOKYO PRO Marketの上場株券等

(ｂ)上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）。

ｃ　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ　非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ　他の者への事業の譲渡、ⅶ　非上場会社との業務上の提携、ⅷ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ　その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う）。

ｄ　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

１．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

２．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
３．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】
該当事項はありません。

6【研究開発活動】
当社は、お客様に価値を提供できるレーザー加工機の開発、差別化に必要な技術の開発に取り組んでおります。こうした活動を通して、当中間会計期間の研究開発費は129千円となりました。なお、当社はレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載は省略しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（1）財政状態の分析
(資産)
当中間会計期間末における流動資産は383,088千円となり、前事業年度末に比べ10,306千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が34,574千円増加、売掛金が21,878千円減少したことによるものであります。固定資産は193,831千円となり、前事業年度末に比べ18,682千円増加いたしました。これは主に有形固定資産が22,927千円増加、投資その他の資産のその他に含まれる差入保証金が7,579千円減少したことによるものであります。
この結果、総資産は、576,919千円となり、前事業年度末に比べ28,989千円増加いたしました。

(負債)
当中間会計期間末における流動負債は249,488千円となり、前事業年度末に比べ23,416千円増加いたしました。これは主に買掛金が38,297千円増加、短期借入金が20,000千円増加、1年内返済予定の長期借入金が9,662千円減少、賞与引当金が9,041千円発生、本社移転損失引当金が7,751千円減少、未払法人税等が27,068千円減少したことによるものであります。固定負債は11,358千円となり、前事業年度末に比べ9,574千円増加いたしました。これは主に資産除去債務が9,674千円発生したことによるものであります。

(純資産)
当中間会計期間末における純資産合計は316,073千円となり、前事業年度末に比べ4,001千円減少いたしました。これは主に中間純損失の計上4,484千円によるものであります。

（2）経営成績の分析
「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

（3）キャッシュ・フローの状況の分析
「1【業績等の概要】 （2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第４【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

当中間会計期間における設備投資の総額は44,707千円で、その主なものは、前事業年度末に計画中であった本社移転が2024年３月に完了し、京都市下京区の本社及び京大桂VPラボを京都市伏見区へ移転統合したことによる同移転先の新本社の改装費であります。

主要な設備の状況は、以下のとおりであります。

2024年６月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物	機械及び装置	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (京都市伏見区)	レーザー加工機 事務所設備	31,428	96,171	18,263	145,863	21 (24)

(注) １．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております)は、期中の平均人員を( )外数で記載しております。

２．当社は、レーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント名の記載を省略しております。

３．上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

2024年６月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (京都市伏見区)	事務所(賃借)	23,800

２【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数（株）（2024年６月30日）	公表日現在発行数（株）（2024年９月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,200,000	900,000	300,000	300,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	1,200,000	900,000	300,000	300,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2024年１月１日～2024年６月30日	―	300,000	―	15,000	―	―

（６）【大株主の状況】

2024年６月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社リビレ	京都市左京区一乗寺中ノ田町７７番地	210,000	70.00
住村 真梨	京都市左京区	59,900	19.97
住村 和彦	京都市左京区	30,000	10.00
有限会社ティ・エス・ディ	大阪府茨木市新堂１丁目８番６号	100	0.03
計	―	300,000	100.00

（７）【議決権の状況】

①　【発行済株式】

2024年６月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 300,000	3,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	300,000	―	―
総株主の議決権	―	3,000	―

②　【自己株式等】

該当事項はありません。

２【株価の推移】

【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年１月	2024年２月	2024年３月	2024年４月	2024年５月	2024年６月
最高（円）	―	―	―	―	―	―
最低（円）	―	―	―	―	―	―

（注）2024年１月から2024年６月までについては売買実績がないため記載しておりません。

３【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません+。

第６【経理の状況】

１　中間財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

（２）当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年１月１日から2024年６月30日まで）の中間財務諸表について、ひかり監査法人により監査を受けております。

３　中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

（1）【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年12月31日）	当中間会計期間 （2024年６月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	84,910	119,485
電子記録債権	4,424	6,486
売掛金	140,653	118,774
商品及び製品	60,167	54,218
仕掛品	23,915	12,297
原材料及び貯蔵品	14,419	26,268
前渡金	36,627	38,223
前払費用	6,248	6,881
その他	1,413	451
流動資産合計	372,781	383,088
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	―	31,428
機械及び装置（純額）	96,805	96,171
工具、器具及び備品（純額）	18,321	18,263
建設仮勘定	19,908	12,100
有形固定資産合計	※１　135,035	※１　157,963
無形固定資産		
その他	5,335	6,380
無形固定資産合計	5,335	6,380
投資その他の資産		
投資有価証券	2,535	3,067
出資金	10	10
長期前払費用	5,350	5,050
繰延税金資産	9,903	11,960
その他	16,979	9,400
投資その他の資産合計	34,777	29,488
固定資産合計	175,148	193,831
資産合計	547,929	576,919

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年12月31日）	当中間会計期間 （2024年６月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	40,136	78,433
短期借入金	※２ 100,000	※２ 120,000
１年内返済予定の長期借入金	12,107	2,445
未払金	21,938	26,708
未払費用	200	1,995
未払法人税等	27,169	100
契約負債	1,751	2,016
預り金	9,355	7,466
賞与引当金	―	9,041
本社移転損失引当金	7,751	―
その他	5,661	1,281
流動負債合計	226,071	249,488
固定負債		
長期未払費用	1,783	1,683
資産除去債務	―	9,674
固定負債合計	1,783	11,358
負債合計	227,855	260,846
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	304,957	300,473
利益剰余金合計	304,957	300,473
株主資本合計	319,957	315,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	117	599
評価・換算差額等合計	117	599
純資産合計	320,074	316,073
負債純資産合計	547,929	576,919

②【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）	当中間会計期間 （自　2024年１月１日 至　2024年６月30日）
売上高	※１　702,787	※１　706,863
売上原価	503,676	501,712
売上総利益	199,110	205,151
販売費及び一般管理費	※２,※３　137,984	※２,※３　213,272
営業利益又は営業損失（△）	61,125	△8,121
営業外収益		
受取利息	0	1
受取配当金	18	19
補助金収入	19,726	3,637
その他	1,937	233
営業外収益合計	21,682	3,891
営業外費用		
支払利息	193	323
支払保証料	69	6
為替差損	1,493	1,707
その他	0	215
営業外費用合計	1,756	2,253
経常利益又は経常損失（△）	81,051	△6,484
特別損失		
投資有価証券評価損	―	204
その他	―	6
特別損失合計	―	210
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）	81,051	△6,695
法人税、住民税及び事業税	34,356	100
法人税等調整額	△7,296	△2,311
法人税等合計	27,060	△2,210
中間純利益又は中間純損失（△）	53,991	△4,484

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2023年１月１日　至 2023年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
		繰越利益剰余金					
当期首残高	15,000	231,027	231,027	246,027	268	268	246,295
当中間期変動額							
中間純利益		53,991	53,991	53,991			53,991
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					128	128	128
当中間期変動額合計	―	53,991	53,991	53,991	128	128	54,120
当中間期末残高	15,000	285,019	285,019	300,019	397	397	300,416

当中間会計期間（自 2024年１月１日　至 2024年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
		繰越利益剰余金					
当期首残高	15,000	304,957	304,957	319,957	117	117	320,074
当中間期変動額							
中間純損失（△）		△4,484	△4,484	△4,484			△4,484
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					482	482	482
当中間期変動額合計	―	△4,484	△4,484	△4,484	482	482	△4,001
当中間期末残高	15,000	300,473	300,473	315,473	599	599	316,073

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）	当中間会計期間 （自　2024年１月１日 至　2024年６月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）	81,051	△6,695
減価償却費	14,280	20,509
長期前払費用償却費	―	300
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	6,712	―
賞与引当金の増減額（△は減少）	5,631	9,041
本社移転損失引当金の増減額（△は減少）	―	△7,751
受取利息及び受取配当金	△19	△21
補助金収入	△19,726	△3,637
為替差損益（△は益）	1,723	△1,943
支払利息	193	318
投資有価証券評価損	―	204
売上債権の増減額（△は増加）	2,573	19,817
棚卸資産の増減額（△は増加）	34,469	5,943
前渡金の増減額（△は増加）	△12,175	△1,596
未収入金の増減額（△は増加）	5,664	220
仕入債務の増減額（△は減少）	△17,608	38,297
契約負債の増減額（△は減少）	12,910	264
未払金の増減額（△は減少）	△3,087	4,093
未払又は未収消費税等の増減額	3,050	△4,380
その他	△563	△2,513
小計	115,081	70,473
利息及び配当金の受取額	19	21
利息の支払額	△193	△314
補助金の受取額	23,171	4,597
法人税等の支払額	△21,214	△27,169
営業活動によるキャッシュ・フロー	116,863	47,607
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△10,015	△33,378
無形固定資産の取得による支出	―	△1,045
保証金の返還による収入	―	9,109
その他	78	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,937	△25,313
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	―	20,000
長期借入金の返済による支出	△22,176	△9,662
財務活動によるキャッシュ・フロー	△22,176	10,338

現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,723	1,943
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	83,026	34,574
現金及び現金同等物の期首残高	107,070	84,910
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 190,097	※ 119,485

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

商品及び製品	個別法
仕掛品	個別法
原材料及び貯蔵品	個別法

３．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～22年
機械及び装置	４年～10年
工具、器具及び備品	４年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア(自社利用分) ５年(社内における利用可能期間)

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。

（３）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。

（４）本社移転損失引当金

本社移転に係る損失に備えるため、将来支出されると見込まれる金額を計上しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、レーザー関連の製品及び商品の販売及び保守サービスの提供を主として収益を得ております。

当該販売については、顧客に引き渡された時点又は検収時点で収益を認識しております。

ただし、当該国内の販売のうち、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間である取引については、出荷時点で収益を認識しております。

また、保守サービス等の役務提供について、役務提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

7．中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（中間貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2023年12月31日）	当中間会計期間 （2024年６月30日）
有形固定資産の減価償却累計額	82,320千円	96,808千円

※２　当座貸越契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2023年12月31日）	当中間会計期間 （2024年６月30日）
当座貸越極度額の総額	200,000千円	400,000千円
借入実行残高	100,000	120,000
差引額	100,000	280,000

（中間損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間財務諸表「注記事項（収益認識関係）１.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）	当中間会計期間 （自　2024年１月１日 至　2024年６月30日）
役員報酬	13,194千円	28,260千円
給料及び手当	36,922	63,189
外注費	16,867	19,621
減価償却費	2,947	2,800
賞与引当金繰入額	5,631	9,041
役員賞与引当金繰入額	6,712	―

※３　一般管理費に含まれる研究開発費の総額

前中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）	当中間会計期間 （自　2024年１月１日 至　2024年６月30日）
148千円	129千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自　2023年１月１日　至　2023年６月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	300	299,700	―	300,000

（変動理由）

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

2023年３月23日付の株式分割（１：1,000）による増加　299,700株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2024年１月１日　至　2024年６月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	300,000	―	―	300,000

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）	当中間会計期間 （自　2024年１月１日 至　2024年６月30日）
現金及び預金勘定	190,097千円	119,485千円
現金及び現金同等物	190,097	119,485

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表（貸借対照表）計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年12月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
投資有価証券	2,535	2,535	―
資産計	2,535	2,535	―
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	12,107	12,083	△23
負債計	12,107	12,083	△23

※　「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「電子記録債権」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しています。

当中間会計期間（2024年６月30日）

	中間貸借対照表 計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
投資有価証券	3,067	3,067	―
資産計	3,067	3,067	―
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	2,445	2,440	△4
負債計	2,445	2,440	△4

※　「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「電子記録債権」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しています。

２　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,535	―	―	2,535
資産計	2,535	―	―	2,535

当中間会計期間（2024年６月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,067	―	―	3,067
資産計	3,067	―	―	3,067

（2）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	―	12,083	―	12,083
負債計	―	12,083	―	12,083

当中間会計期間（2024年６月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	―	2,440	―	2,440
負債計	―	2,440	―	2,440

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2023年12月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（１）株式	2,033	1,588	445
	（２）債券	―	―	―
	（３）その他	―	―	―
	小計	2,033	1,588	445
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（１）株式	501	788	△287
	（２）債券	―	―	―
	（３）その他	―	―	―
	小計	501	788	△287
合計		2,535	2,376	158

当中間会計期間（2024年６月30日）

	種類	中間貸借対照表 計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（１）株式	2,360	1,299	1,060
	（２）債券	―	―	―
	（３）その他	―	―	―
	小計	2,360	1,299	1,060
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（１）株式	707	1,056	△349
	（２）債券	―	―	―
	（３）その他	―	―	―
	小計	707	1,056	△349
合計		3,067	2,356	711

（注）前事業年度において、有価証券について20千円減損処理を行なっております。

当中間会計期間において、有価証券について204千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）	当中間会計期間 （自　2024年１月１日 至　2024年６月30日）
期首残高	―千円	―千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―	9,609
時の経過による調整額	―	65
資産除去債務の履行による減少額	―	―
その他増減額（△は減少）	―	―
中間期末（期末）残高	―	9,674

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2023年１月１日 至 2023年６月30日）

（単位：千円）

	商社事業	メーカー事業	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	448,916	252,188	1,682	702,787
外部顧客への売上高	448,916	252,188	1,682	702,787

当中間会計期間（自 2024年１月１日 至 2024年６月30日）

（単位：千円）

	商社事業	メーカー事業	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	459,038	245,084	2,740	706,863
外部顧客への売上高	459,038	245,084	2,740	706,863

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）　６．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	98,205	145,078
顧客との契約から生じた債権（中間期末（期末）残高）	145,078	125,260
契約負債（期首残高）	4,950	1,751
契約負債（中間期末（期末）残高）	1,751	2,016

契約負債は、主に、引渡時に収益を認識する顧客との販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当中間会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,556千円であります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自　2023年１月１日　至　2023年６月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

当中間会計期間（自　2024年１月１日　至　2024年６月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2023年12月31日）	当中間会計期間 （2024年６月30日）
１株当たり純資産額	1,066.92円	1,053.58円

１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失（△）及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）	当中間会計期間 （自　2024年１月１日 至　2024年６月30日）
１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失（△）	179.97円	△14.95円
（算定上の基礎）		
中間純利益又は中間純損失（△）（千円）	53,991	△4,484
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失（△）(千円)	53,991	△4,484
普通株式の期中平均株式数(株)	300,000	300,000

(注) １．当社は2023年２月15日開催の取締役会の決議に基づき、2023年３月23日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行いましたが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり中間純利益を算定しております。

２．前中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、１株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（２）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年 9月 27日

株式会社光響
　取 締 役 会　御中

ひかり監査法人
京都事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　岩永　憲秀

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　三王　知行

中間監査意見
　当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社光響の 2024 年１月１日から 2024 年 12 月 31 日までの第 17 期事業年度の中間会計期間（2024 年１月１日から 2024 年６月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。
　当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社光響の 2024 年６月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024 年１月１日から 2024 年６月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。